

# 境港市下水道料金等審議会 ( 第 1 回 )

## 【議 題】

公共下水道使用料の改定について

日 時： 平成31年2月6日 午後3時 より

場 所： 境港市役所 第1会議室(本庁舎2階)

# 1. 消費税及び地方消費税の改正

## (1) 改正の概要

平成24年度の法律改正により、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を達成することを目的として、消費税及び地方消費税の税率の合計を平成26年4月1日から8%に、平成27年10月1日から10%に、二段階で引き上げることが決定された。

8%へ引上げ後には、景気への影響などを理由に10%への引上げが二度にわたり延期されたが、平成31年10月1日から10%へ引き上げることが決まっている。

## (2) 消費税率及び地方消費税率の推移

時 期	消費税	地方消費税	合 計
平成元年4月1日	3.0%	—	3.0%
平成9年4月1日	4.0%	1.0% (消費税の 25/100)	5.0%
平成26年4月1日	6.3%	1.7% (消費税の 17/63)	8.0%
平成31年10月1日	7.8%	2.2% (消費税の 22/78)	10.0%

## (3) 税率改正の根拠法令

### ①消費税(消費税法)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日公布)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年11月28日公布)

### ②地方消費税(地方税法)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年8月22日公布)

## 2. 使用料体系の改定案

平成25年度の下水道料金等審議会では、消費税法等改正の趣旨に沿って、税率が5%から8%に上げられることに対応し、排除汚水量ごとに定める使用料単価に、引上げとなった税率(3%分)に相当する金額を加算する内容の答申を受けており、平成26年7月請求分から引上げを行っている。

今回の税率引上げにおいても同様に、税率が8%から10%に引き上げられることに対応し、引上げとなる税率(2%分)に相当する金額を使用料に加算する。

なお、税抜使用料の変更はなく、施行日は平成31年10月1日とし、平成32年1月請求分以降から適用する。

### ◆使用料体系(2か月分)の改定案

(単位:円)

排除汚水量区分		税抜 使用料	現行税率8% (H26.4.1~)		改正税率10% (H31.10.1~)		改定額	
			税込 使用料	内税	税込 使用料	内税		
一般 汚水	基本使用料 20m <sup>3</sup> まで	2,600	2,808	208	2,860	260	52	
	超過 使用料 (1m <sup>3</sup> 当り)	20m <sup>3</sup> 超 ~ 40m <sup>3</sup>	170.00	183.60	13.60	187.00	17.00	3.40
		40m <sup>3</sup> 超 ~ 100m <sup>3</sup>	192.00	207.36	15.36	211.20	19.20	3.84
		100m <sup>3</sup> 超 ~ 200m <sup>3</sup>	247.00	266.76	19.76	271.70	24.70	4.94
		200m <sup>3</sup> 超 ~ 1,000m <sup>3</sup>	290.00	313.20	23.20	319.00	29.00	5.80
		1,000m <sup>3</sup> 超 ~ 2,000m <sup>3</sup>	302.00	326.16	24.16	332.20	30.20	6.04
		2,000m <sup>3</sup> 超	313.00	338.04	25.04	344.30	31.30	6.26
温泉汚水(1m <sup>3</sup> 当り)		170.00	183.60	13.60	187.00	17.00	3.40	
平均改定率					1.9%			

【参考1】 使用料早見表(一般污水)

○使用料早見表(2か月分)

(単位:円)

使用水量	税 抜 使用料	現行税率8% (H26.4.1~)		改正税率10% (H31.10.1~)		改定額
		税 込 使用料	内 税	税 込 使用料	内 税	
20m <sup>3</sup>	2,600	2,808	208	2,860	260	52
30m <sup>3</sup>	4,300	4,644	344	4,730	430	86
40m <sup>3</sup>	6,000	6,480	480	6,600	600	120
50m <sup>3</sup>	7,920	8,553	633	8,712	792	159
60m <sup>3</sup>	9,840	10,627	787	10,824	984	197
80m <sup>3</sup>	13,680	14,774	1,094	15,048	1,368	274
100m <sup>3</sup>	17,520	18,921	1,401	19,272	1,752	351
120m <sup>3</sup>	22,460	24,256	1,796	24,706	2,246	450
150m <sup>3</sup>	29,870	32,259	2,389	32,857	2,987	598
200m <sup>3</sup>	42,220	45,597	3,377	46,442	4,222	845
500m <sup>3</sup>	129,220	139,557	10,337	142,142	12,922	2,585
1,000m <sup>3</sup>	274,220	296,157	21,937	301,642	27,422	5,485
2,000m <sup>3</sup>	576,220	622,317	46,097	633,842	57,622	11,525
3,000m <sup>3</sup>	889,220	960,357	71,137	978,142	88,922	17,785
5,000m <sup>3</sup>	1,515,220	1,636,437	121,217	1,666,742	151,522	30,305

【参考2】現行の公共下水道条例(税込表示)

(使用料)

第 18 条 使用料は、使用者が、公共下水道に排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表に定めるところにより算定した額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の額を含み、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

別表(第18条関係)

使用料区分		排除汚水量 (1か月につき)	使用料 (1か月につき)
一般 汚水	基本使用料	10立方メートルまで	1,404円
	超過使用料 (1立方メー トルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	183.60円
		20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	207.36円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	266.76円
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	313.20円
		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	326.16円
		1,000立方メートルを超える分	338.04円
	温泉汚水(1立方メートルにつき)		
備考 1 温泉汚水 温泉法(昭和23年法律第125号)に規定する温泉を利用して営業する浴場から排除される温泉から生じた汚水をいう。 2 一般汚水 温泉汚水以外の汚水をいう。			

【参考3】公共下水道条例の改正案(税抜表示)

(使用料)

第 18 条 使用料は、使用者が、公共下水道に排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表に定めるところにより算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

別表(第18条関係)

使用料区分		排除汚水量 (1か月につき)	金額 (1か月につき)
一般 汚水	基本使用料	10立方メートルまで	1,300円
	超過使用料 (1立方メー トルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	170円
		20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	192円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	247円
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	290円
		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	302円
		1,000立方メートルを超える分	313円
		温泉汚水(1立方メートルにつき)	170円
	備考 1 温泉汚水 温泉法(昭和23年法律第125号)に規定する温泉を利用して営業する浴場から排除される温泉から生じた汚水をいう。		
2 一般汚水 温泉汚水以外の汚水をいう。			